萬右衞門与一所に罷越候樣に承及申候。微妙院樣御上洛之 候様に承及候旨申候。御抉持方は不」被』下置,由に御座候。 翌年御當地に罷越、小幡先々宮內取次を以、御目見被』仰付

右之通に御座候以上。

九月二日

11 塚 八右衛門

前 田 兵右衛門

承處、其品記上之申候。 高麗者之儀御尋に付、書上申候處、 重而御尋之趣一々奉

に而、委細之儀覺不」申故、小八郎儀何れ之手に而擒に罷成 扶持方被。下置一候處、寬永十六年病死仕候。其砌動助儀幼少 田十兵衛与申者之罪養子に罷成候由申候。 而御奉公相勤候哉之儀も相知不」申。動助儀父死去以後、春 候哉、且又小八郎・勘右衞門共に、御扶持方員數、幷何組に 小八郎病死仕候以後、彼者せがれ成瀬勘右衞門与申者に御 一、春田動助祖父成瀨小八郎与申者、 御座候處、 瑞龍院樣御代被召出、御扶持方被下置候。 高麗御陣之節擒之者

自餘之分略之。

右之通に御座候。 月 +

1 塚 八右衛門

前

田

兵右衛門

前顯の寬永四年士帳にていちじるし。小川久次は殺生御用利長卿の時高麗餌指とて、鷹方の殺生役を勤めたりし事、 御留場の內殺生札加・越二枚に、 弟等御雇として召仕はれ、御鷹の餌鳥を取上げゝるゆゑ、 除きたり。 字を付け、足輕の類なり。しかし言上等之紙面には苗字は 人扶持に二十俵餘賜はり、一刀にて、岸藤左衞門などは苗 に、金澤の餌指は、徴妙公の時より松雲公の時までは、三 陣擒の高麗餌指共より始りたる網ならんか。國事昌披問答 し今日用ふる處の鳥網は、則ちもと高麗風の網にて、朝鮮 張様仕立様共に相替品無、之由、市村七兵衞申すとあり。但 といふも、 相勤不、申と彼の言上書に載せたるは誤なり。又高麗孫三郎 右市村清六・金子萬右衞門・小川久次・成潮小八郎の四 かれら連々死絶え、代り召抱えられず。 高麗餌指の中なるべし。また高麗網張も、 餌鳥取上げゝるに、 其の員數に應じ、 弟子指置きける 者には外 銀豊匁に 或は子 人は、

帶し、足輕一列之格に相成る。とあり。 今更刀指止候儀如何敷旨を以、新規に相願ひ、是より刀を は同三人扶持に二拾俵、役鳥は二千羽宛。右前々之振を以、 人扶持に十五俵宛被」下。此役鳥年中に三千羽に極り、小頭 ゑ、一統刀を帶しける處、享保九年に被,召抱、御宛行各三 雀六羽宛賣上げ、代銀年切に被,渡下,也。此節浪人者なるゆ

〇鷹養飼事略

皇。是日幸。百舌鳥野,而遊獵時。雌雉多起。乃放,鷹令,捕。忽馴。酒君則以,京緡,著,其足。以,小鈴,著,其尾。居,腕上,獻,子天馴。酒君則以,京緡,皆,以,小鈴,著,其尾。居,腕上,獻,子天 言。此鳥類多。在"百濟"得"馴。而能從"人"亦捷飛之掠"諸鳥"。之類。故奇而獻,之"、天皇召"酒君。示"鳥曰。是何鳥矣,酒君對之類。故奇而獻,之"、天皇召"酒君。示"鳥曰。是何鳥矣,酒君對 後也。と見にたる酒王と同人なり。是百濟王の族とありて、 獲,數十雉。是月甫定,鷹甘部。故時人號,其養鷹之處。曰,應甘 百濟俗號,此鳥,日,俱知。歷也。乃授,酒君,令,養馴。未,幾而得 阿弭古。捕,異鳥,獻,於天皇。 曰臣每張,網捕,鳥、未,曾得,是鳥 日本紀に云ふ。仁徳天皇四十三年秋九月 庚子朔' 依網屯倉 邑,也。とあり。是吾が皇國にて鷹を養飼せしめられし濫觴 彼の酒君は、姓氏錄に、 雌雉多起。乃故,鷹令,捕。忽 百濟公。百濟國酒王之

> はむかしは牛馬の肉を以て飼ひたりけん。 までもありたりけん、左の達書あり。 るも餌取の義、即ち今の 牛肉・馬肉を 取扱ふ者共の如き人 ひて、命を養ひ過ぐるなりとありて、 喰ふべき物なければ、餌取の取残したる馬牛の肉を拾ひ喰 肉,取賣者也。と見に、今昔物語に、大原山の西の谷の方に 和名惠止利。屠,牛馬肉,取,鷹雞餌,之義也。殺,生及屠,牛馬 高麗・百濟には早く鷹飼の術に長ぜし也。 なり。さて際に獸肉を以て養飼したる事は、正徳・享保の頃 小き家あり。爰に住める法師の曰く、我はいやしき身にて、 屠兒をゑとりといへ 和名抄に、屠兒 さてその際の餌

急度可申付事。 之足輕共に可』申付」旨、町奉行等に申渡候間、主人々々より 鷹之餌に 可、仕ために、小者躰之者など、放れ 犬殺候者有 右之族見付候て咎め、又は其首尾によりとらへ候様に、町廻 猥成儀有」之候而は、 之旨、及,沙汰,申候。今般御飼犬茂有,之儀に候へば、萬一 其主人も越度に 可。罷成、事に候。 若し

右は正徳四年也。 甲午八月十九日